

WEB を活用したインバウンド誘客推進業務 プロポーザル募集要項

令和5年12月

成田市

1. 業務概要

(1) 業務名称

WEBを活用したインバウンド誘客推進業務

(2) 業務の目的

旅マエ・旅ナカの外国人に向けて成田市の魅力を広く周知し、成田市への誘客を図る。

(3) 業務の期間

業務委託契約を締結した日から令和6年3月29日（金）まで

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(5) 提案上限額

810,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この上限額は、契約額や許容価格を示すものではない。

2. 参加資格

本件に参加できるものは、地方自治法施行令第167条4の規定のほか、次の各号に該当しない者とする。

- ①手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本委託の参加表明受付開始日の前6カ月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
- ②会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者。
- ③民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者。

3. 全体スケジュール

公募開始日	令和5年12月 6日（水）
質問受付	令和5年12月 6日（水）～12月13日（水）
質問回答	令和5年12月20日（水）予定
企画提案書の提出締切	令和5年12月27日（水）午後5時
選考結果の通知	令和6年 1月 5日（金）予定
契約締結	令和6年 1月10日（水）予定

4. 質問の受付及び回答

本件に係る質問は、以下のとおり送付するものとする。

①提出方法

別紙質問書を添付し、電子メールで提出すること。

(電子メールアドレス) kanpro@city.narita.chiba.jp

(メールの件名)【プロポーザル質問】法人名

②受付期間

令和5年12月6日(水)～12月13日(水)

③回答

質問の回答は成田市ホームページに掲載する。(令和5年12月20日(水)予定)

5. 企画提案書の提出

企画提案書の提出を以下に基づき行うものとする。

(1) 提出物

次の①～④の書類を8部(正本1部、副本7部)提出すること。なお、提出のあったものは返却しない。

①企画提案書

②見積書

事業実施に係るすべての経費(消費税及び地方消費税含む。)の見積とし、積算内訳を記載したもの。

③会社概要

貴社の事業概要、本事業の実施体制がわかるもの。

④業務実績

同種、類似の業務について、発注者及び受注業務概要がわかるもの。

過去に作成した記事も提出すること。

(2) 提出締切

令和5年12月27日(水)午後5時必着

(3) 提出方法

担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出するものとする。受付時間は平日開庁日の午前9時から午後5時とする。

なお、郵送の場合は不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮しない。

6. 評価

(1) 審査方法

WEBを活用したインバウンド誘客推進業務選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）を設置し、「(3) 選定基準」に基づき、提出された企画提案書等をもとに書面審査を行う（応募者によるプレゼンテーションは実施しない）。選定審査委員会の委員の持ち点（100点）を合算した6割を最低基準点とする。最低基準点を満たし、かつ選定審査委員会の委員の評価点の合算が最も高い者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者とする。ただし、最も高い点を獲得したものが2者以上ある場合は、担当部局にて審議・決定する。

(2) 審査結果の通知

優先交渉権者の選定結果については、令和6年1月5日（金）頃に電子メールにて通知する。なお、評価の内容についての問い合わせには応じないものとし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 選定基準

審査項目	着眼点	配点
企画提案力	・ 今回の事業の目的、趣旨を十分に理解した上で、方針及びコンセプトが示されているか。 ・ 提案内容に独創性はあるか。	25
	・ 訪日外国人観光客に十分な訴求力のあるWEBメディアを選定しているか。	20
	・ 使用する広告プラットフォームは具体的かつ効果的な提案となっているか。 ・ 広告効果のシミュレーションは具体的かつ実現可能か。	15
	・ 実施報告の分析内容は適切な提案となっているか。 ・ 今後のマーケティングに活用できる提案があるか。	15
業務遂行能力	・ 同種、類似の業務の十分な実績があるか。 ・ スケジュールについて、具体的かつ現実的な提案がなされているか。	20
費用	・ 積算額は提案上限額を超えていないか ・ 積算額は必要最小限に抑えられているか	5

7. その他

(1) プロポーザル募集の中止について

本市の都合又はプロポーザルに係る審査を公平に執行することができないと認められるときは、中止する場合がある。その場合において、応募にかかわるすべての経費は本市に請求できないこととし、加えて異議申し立てをすることもできないものとする。

(2) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

(3) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、応募者の負担とする。

(4) 応募にあたり提出された書類は、原則返却しない。

(5) 企画競争の実施結果を特定通知後、速やかに公表する。

8. 担当部局

(所在地) 〒286-8585

千葉県成田市花崎町760 成田市役所4階

(担当課名) 成田市シティプロモーション部観光プロモーション課

(電話番号) 0476-20-1540

(FAX) 0476-24-2185

(Eメール) kanpro@city.narita.chiba.jp